

諮問庁：出入国在留管理庁長官

諮問日：平成30年10月4日（平成30年（行個）諮問第171号）

答申日：令和元年8月29日（令和元年度（行個）答申第52号）

事件名：本人に係る退去強制手続に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年5月21日付け管東総第1779号により東京入国管理局長（以下「東京入国管理局長」又は「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その決定の取消しを求める。

なお、諮問庁は、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行に伴い、平成31年4月1日付けで出入国在留管理庁長官となった。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 平成30年5月21日付「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」（原文の「3月」は「5月」の誤記）記2記載の（1）記載の理由には、まったく合理性がない。保有個人情報に記載されている東京入国管理局職員の氏名及び印影部分その他開示請求者以外の者に係る情報は、審査請求人の処分に係る東京入国管理局職員の責任の所在を明らかにするものであって、法14条2号の規定に無関係のものである。これを開示から除外される理由には、正当性が全くない。

イ 上記通知記2記載の（2）記載の理由には、保有個人情報の具体的にどの部分を指しているものかも全く不明であり、「当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり」とするが、審

査請求人はそもそもどこかの法人の権利を侵害し、競争上の地位その他正当な利益を侵害する立場にないし、その意思もない。不開示理由の趣旨、必要性もまったく不明である。審査請求人が受けた不利益処分理由になったと推測される審査請求人の係る資料はすべて開示されるべきことは当然である。不開示とされる理由については、不可解としかいいようがなく、審査請求人の退去強制処分について反論する機会を奪うのも同然である。

ウ 上記通知記2記載の(3)記載の理由には、まったく合理性がない。まず、指摘の対象が文書のどの部分であるかまったく不明確である。次に、審査請求人に対する不利益処分に適切に反論をするためには、不利益処分理由に係わる東京入国管理局職員の意見の記録が開示されていないからならぬのであって、審査請求人の不利益処分との関係ではむしろ「行政機関における率直な意見の交換」内容の是非が検証されなければならず、「意思決定の中立性」が健全に保たれているのか、という点こそ検討されなければならないのである。法14条7号柱書のどこに該当するのか不明であるが、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」というのであるが、漠然且つきわめて抽象的な「おそれ」にすぎず、不開示処分によってもたらされる審査請求人の不利益が退去強制処分という具体的且つ場合によれば身の危険に及ぶ不利益処分であることから比較すると、上記の理由はおよそ審査請求人に対する保有個人情報不開示という不利益処分に必要性、正当性、妥当性を裏付けるものにはなり得ない。「行政機関における率直な意見の交換」であればこそ、審査請求人の不利益処分に結びつく具体的な理由に相当する情報であるし、その意見交換にもとづく「意思決定の中立」なのであるかどうかチェックするにも極めて重要な情報である。

これらを理由とする部分不開示処分には、まったく合理性がない。

エ 上記通知記2記載の(4)(原文の「(3)」は「(4)」の誤記)記載の理由には、前段と後段とまったく性質の相違する事柄が並べられ、いずれも同じ理由で「部分不開示」処分の理由とされている。しかし、少なくとも前段の「退去強制手続及び在留審査業務に係る当局の着眼点や調査内容及びこれに基づく事実関係やその評価」については、審査請求人の退去強制処分という不利益処分理由に直接結びつく重要な情報であって、これが理由として開示されないのは、退去強制令書発付処分の正当性の検証、反論等を十分なものにすることができず、審査請求人を適正手続の保障の対象から疎外してしまうもので

ある。「退去強制手続及び在留審査業務に係る当局の着眼点や調査内容及びこれに基づく事実関係やその評価」こそ、むしろ審査請求人に広く開示されるべき情報というべきである。これと「当局の電話番号、内線番号及びファクシミリ番号並びに当局システムに係わる情報」の記録と同列に並べ、不開示の理由とするのは馬鹿げていると言わざるを得ない。

オ 以上のとおり、「不開示とした理由」には、合理的な理由を欠くものであって、いずれも保有個人情報を審査請求人との間で不開示とする必要性も、正当性も、妥当性も存在しないのである。

(2) 意見書

ア 理由説明書（以下、第2の2(2)において「同書」という。）の1（後記第3の1）に記載の「本件経緯」は概ね認める。

イ 同書の2（後記第3の2）に記載の「審査請求人の主張の要旨」は、正確には審査請求書の4に記載の「審査請求の理由」（前記第2の2(1)）記載の通りである。

ウ 同書の3（後記第3の3）に記載の「諮問庁の考え方」については、(ア)同書の3(1)（前同3(1)）に記載「退去強制手続について」記載は、概ねその通りである。

(イ)同書の3(2)（前同3(2)）に記載の「不開示情報該当性について」の総論部分の「なお書き」に言及されている「別表」（添付省略）が不存在である。審査請求人側に対し、同書の本文から区分され不開示とされる理由も付されていない。本件理由開示そのものが不完全で不当なものである、と言わざるを得ない。

a 同書の3(2)ア（前同3(2)ア）に記載の第一段落にいう「入国警備官又は入国審査官の氏名等」は、法14条2号ハに該当する「当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、開示義務の対象になる。

また、諮問庁が自ら言うように「当局職員が行う事務は、強制力を伴い、仮放免手続における許否判断を行う上での参考となる重要なもの」であるから、その職務の重要性に鑑みて、その責任の所在は一層明らかにされなければならない。氏名等の匿名性に隠れて、強制力の伴う重要な事務が無責任に行われてはならないことは、人権保障上、当然のことである。

さらに、「氏名を公にすることにより、職員個人がひぼう中傷又は攻撃の対象となるおそれがある。」というのであるが、こ

れはまったく根拠のない抽象的な危惧にすぎない。具体的な危険が生じた場合、すなわち、公務員が職務遂行に当たり、「暴行又は脅迫」を受けた場合は、公務執行妨害罪（刑法95条）違反に問われ、刑事罰が科される。公務員の氏名を公にすることにより個人の権利利益を害する場合とは、抽象的な危険がある場合ではなく、個人の公務員の身体、生命等に危険の及ぶ「暴行及び脅迫」行為が具体的に迫っている場合に限るべきである。

一般的に、強制力を行使し、権利利益侵害に結びつく重要な職務を行使する公務員については、比例の原則に基づく慎重な責任ある調査、判断をすべきなのであるから、このような判断過程の適正妥当性の検証・検討に資するような開示対象に、少なくとも「当該公務員の職及び当該公務員等の職及び（原文ママ）当該職務遂行の内容に係る部分」はもちろん、これに密接する公務員等の氏名等も含まれるべきである。

b 同書の3(2)イ(前同3(2)イ)に記載の「法人の印影部分及び年間売上金額(直近年度)等」については、法3号イ及びロに該当しないものであって、開示が拒まれる理由にはならない。「法人の印影部分」は法人が発行する公文書等外部向けの文書に押捺されるものであって、もともと公にされる性質のものであるし、諮問庁に非開示を前提に提供されたものとも思えない。また、「年間売上金額等」というのも、諮問庁に非開示を前提に提供されたものとも思えないし、審査請求人に対し開示することによって、およそ「当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があるなどということは考えられない。本件審査請求の前提である審査請求人の難民審査請求について、これらの情報が有用であるかどうかは、審査請求人の判断事項であって、開示が為されないまま諮問庁の抽象的な懸念のみによって、開示を拒むのは、法14条3号が開示を原則とし、その上で、同号イ及びロのような制限を付した同号の立法趣旨に反するものである。

c 同書の3(2)ウ(前同3(2)ウ)に記載の「当局職員の意見」の情報は、「開示された場合、不利益処分を受けた外国人又はその関係者がその処分に不満を持ち、当局職員に対して、ひぼう中傷、いやがらせなどの行為に及ぶおそれが生じ」などとしているが、それは、当該「当局職員の意見」がそれだけ請求の諾否

の判断に大きな影響を持つことを裏書きしている。むしろ率直な意見交換が十分になされ、意思決定が中立に行われたか、をチェックするために、また、審査請求人の入管当局を相手にする難民審査請求の対象になる難民不認定処分について、不満を持つとしたら、その判断の過程で出てきた「当局職員の意見」を十分に検討する機会を与えなければならない。そうでなければ、難民の認定をしない処分について不服申立（審査請求）制度は、中身の無い空疎なものになってしまう。

特に、審査請求人が求める「当局職員の意見」の開示は過去のものの範囲に限られており、これを開示されたからといって、いまさら今後の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性」が新たに損なわれることはあり得ないことである。

また、前述の通り、もともと諮問庁は「当局職員」の氏名等を原則として非公開としているのであるから、具体的に「当局職員に対して、ひぼう中傷、いやがらせなどの行為」がなされるとは、どうてい考えられない。

- d 同書の3（2）エ（ア）（前同3（2）エ（ア））に記載の「当局の着眼点、調査内容及びこれに基づく事実関係やその評価」は、諮問庁の処分の前提たる事実の適正を判断する重要な事項（①当局の着眼点は、いたずらに偏見に基づく不公平な視点ではないのか、②調査方法・調査対象等が適切妥当か、③調査内容の粗密、妥当性、正確性は問題ないか、④これに基づく事実は正確なものか、⑤この事実に対する評価は適正妥当なものかなど。）であって、これこそ審査請求人の利害に関わる重要な内容として開示されるべき事柄である。これについて、「容疑者において、当局の調査を受けるに当たって、本邦在留を画策するための対策を講ずることを可能ならしめるなど、当局の事務の適正な遂行に支障を及ぼす」というのであるが、本件のように調査が終結している場合に妥当する懸念とも思えず、いまさら本邦在留を画策して対策を講じることなど意味も無く、あり得ないことである。まったく心配のいらぬ他事考慮をしている、というほかない。

なお、同書の3（2）エ（イ）及び（ウ）（前同3（2）エ（イ）及び（ウ））の各事実についての開示までは求めない。

エ まとめ

以上のとおりであるが、特に、同書の3（2）ウ「当局職員の意

見」，及び同書の3（2）エ（ア）「当局の着眼点，調査内容及びこれに基づく事実関係やその評価」については，審査請求人の審査の理由を，諮問庁の処分理由に適確，妥当に反論して明示するためにも，開示されるべき必要最低限度の情報である。いずれにしろ，これらを不開示とする諮問庁の理由は，合理性を欠き，理由もなく不開示の理由を拡張し，法の適正手続を欠く内容になっている。

すみやかに「全部開示」とすることを請求する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件経緯

(1) 審査請求人は，平成30年3月20日（受付同日），東京入国管理局長（以下「処分庁」という。）に対し，法の規定に基づき，請求する対象を別紙の1に掲げる文書に記録された保有個人情報として開示請求を行った。

なお，審査請求人は，以前にも処分庁に対して同様の開示請求を行い，部分開示決定を受けているところ，処分庁は，本件開示請求の際，審査請求人に対し，同様の開示請求を行っても不開示部分は変わらない可能性が高いこと，及び処分に不服があれば審査請求ができることについて教示をしているが，審査請求人は，当該開示請求を継続した。

(2) 当該開示請求に対し，処分庁は，対象文書を，

ア 特定年月日Aに退去強制令書が発付された開示請求者本人の退去強制手続において，東京入国管理局が保有する全ての書類（刑事事件の裁判等に係る個人情報が記載されている文書及び部分を除く。）

イ 特定年月日Bに開示請求者本人が行った難民認定申請（特定記号番号A）において，東京入国管理局が保有する全ての書類（刑事事件の裁判等に係る個人情報が記載されている文書及び部分を除く。）

ウ 特定年月日Cに開示請求者本人が行った難民の認定をしない処分に対する審査請求（特定記号番号B）手続について，開示請求日において，東京入国管理局が保有する全ての書類

と特定の上，対象文書アについて原処分をするとともに，刑事事件の裁判等に係る個人情報が記載されている文書及び部分を，法45条1項の規定（適用除外）に基づき不開示決定（平成30年5月21日付け管東総第1780号）をした。

(3) 本件は，この原処分について，平成30年8月17日，法務大臣に対して審査請求がなされたものである。

なお，法45条1項の規定（適用除外）に基づく不開示決定に対しては，審査請求はなされていない。

- (4) 処分庁は、対象文書及びウについて、原処分とは別に部分開示決定（平成30年5月21日付け管東総第1781号）をしているところ、当該決定に対しては、別途審査請求がなされている。

2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、大意以下のとおり主張し、不開示部分全ての開示を求めている。

- (1) 東京入国管理局職員の氏名及び印影部分その他開示請求者以外の者に係る情報は、処分に係る東京入国管理局職員の責任の所在を明らかにするものであって、法14条2号の規定に無関係のものである。
- (2) 不開示理由として、「当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり」とあるが、これが保有個人情報のどの部分を指しているのか不明である。審査請求人はそもそもどこかの法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害する立場にないし、その意思もない。審査請求人が受けた不利益処分の理由になったと推測される資料は全て開示されるべきことは当然である。
- (3) 「当局職員の意見」を不開示としているが、その対象が文書のどの部分であるか不明確である。

審査請求人に対する不利益処分に適切に反論するためには、不利益処分の理由に係る東京入国管理局職員の意見の記録が開示され、その「行政機関における率直な意見の交換」の内容の是非が検証されるべきであり、「意思決定の中立性」が健全に保たれているのか検討されなければならない。

「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とされているが、漠然かつ極めて抽象的な「おそれ」にすぎず、保有個人情報の不開示によってもたらされる審査請求人の不利益が退去強制処分であることから比較すると、上記の理由は不開示という処分に必要性、正当性、妥当性を裏付けるものにはなり得ない。

- (4) 「退去強制手続及び在留審査業務に係る当局の着眼点や調査内容及びこれに基づく事実関係やその評価」については、審査請求人の退去強制という不利益処分の理由に直接結びつく重要な情報であって、これが不開示となれば、退去強制令書発付処分の正当性の検証、反論等を十分なものにすることができず、審査請求人を適正手続の保障の対象から疎外してしまうものである。

これと「当局の電話番号、内線番号及びファクシミリ番号並びに当局システムに係る情報」を同列に並べ、同一の理由で不開示とすることは

不適切である。

3 諮問庁の考え方

(1) 退去強制手続について

退去強制手続とは、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）24条に定める退去強制事由に該当する外国人を、我が国の領域外に強制的に退去させることを目的とした行政手続であり、その一連の手続においては、入国警備官による違反調査、入国審査官による違反審査、特別審理官による口頭審理、法務大臣への異議の申出に対する裁決が行われ、退去強制令書の発付又は在留特別許可が決定される。

原則として、入国警備官から入国審査官への事件の引渡しは、退去強制事由該当容疑者の身柄を拘束（収容）して行われ、退去強制令書が発付された外国人に対しては、同令書を執行の上、国籍国等へ強制力をもって送還する。

(2) 不開示情報該当性について

原処分において不開示とした部分の不開示情報該当性は次のとおりである。

なお、対象文書の詳細な不開示部分とそれぞれに該当する不開示情報については、別表1（添付省略）により示すこととする。

ア 当局職員の氏名及び印影部分その他開示請求者以外の者に係る情報（法14条2号該当）

入国警備官又は入国審査官の氏名は、国立印刷局編「職員録」（以下「職員録」という。）に掲載されている統括審査官以上（一部上席審査官を含む。）の職位にある職員の氏名を除いて、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）」（以下「申合せ」という。）において、公にするものから除外している「氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合」に該当するところ、本件対象文書には、当局職員の氏名及び印影部分等に係る情報が記載されており、当局職員が行う事務は、強制力を伴い、退去強制手続における許否判断を行う上での参考となる重要なものであることから、氏名を公にすることにより、職員個人がひぼう中傷又は攻撃の対象となるおそれがある。

また、本件対象文書中のその他の開示請求者以外の個人に関する情報は、法14条2号に規定する「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により開示請求者

以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当する。

したがって、これらの情報は、同号イに係る部分を除いて法14条2号に該当することから、不開示を維持することが相当である。

イ 法人の印影部分及び年間売上金額（直近年度）等（以下「法人の印影部分等」という。）（法14条3号イ該当）

当該不開示部分には、法人の印影が含まれているところ、これは、当該法人が真意に基づいて作成した真正な文書であることを示す機能を有しているものであり、これを開示すれば、偽造、悪用されるなどして、当該法人の権利、その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また、当該不開示部分に含まれている、法人の直近年度の年間売上金額等は、当該法人が一般に公にしていらない内部情報であり、これを開示することにより、市場における競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、法14条3号イに該当すると認められることから、不開示を維持することが相当である。

ウ 当局職員の意見（法14条6号及び7号柱書き該当）

当該不開示部分には、当局職員の意見が含まれているところ、当該情報は当局内部における意思決定に係る情報であり、これが開示された場合、不利益処分を受けた外国人又はその関係者等がその処分に不満を持ち、当局職員に対して、ひぼう中傷、いやがらせなどの行為に及ぶおそれが生じ、そのような行為を職員が恐れることにより、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法14条6号に該当すると認められる。

したがって、当該部分については、法14条6号に該当し、その結果として7号柱書きに該当すると認められるため、不開示を維持することが相当である。

エ 当局の着眼点、調査内容及びこれに基づく事実関係やその評価並びに当局の電話番号、内線番号及びファクシミリ番号並びに当局システムに係る情報（法14条7号柱書き該当）

（ア）当局の着眼点、調査内容及びこれに基づく事実関係やその評価

当該不開示部分には、当局の着眼点、調査内容及びこれに基づく事実関係やその評価が含まれているところ、これらの情報が開示された場合、当局の具体的な調査手法や着眼点が明らかとなり、容疑

者において、当局の調査を受けるに当たって、本邦在留を画策するための対策を講じることを可能ならしめるなど、当局の事務の適正な遂行に支障を及ぼす場合がある。

したがって、法14条7号柱書きに該当すると認められることから、不開示を維持することが相当である。

(イ) 当局の電話番号、内線番号及びファクシミリ番号

当該不開示部分には、一般に公表されていない当局の電話番号、内線番号及びファクシミリ番号が含まれているところ、これを開示した場合、特定の意図を持った者から業務の妨害を目的とした電話又はファクシミリ送信がなされるおそれがあり、その結果、通常業務に必要な連絡に支障を来すなど、当局の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、法14条7号柱書きに該当すると認められることから、不開示を維持することが相当である。

(ウ) 当局システムに係る情報

当該不開示部分には、当局が出入国審査、在留審査、退去強制、難民認定等の各手続のために使用する外国人出入国情報システムの端末画面を印刷したものが含まれているところ、これはシステム内部の情報であり、システムの構成や設計と密接に関連するものであることから、これを開示した場合、システムに潜む脆弱性を含む設計が推認され、同システムへの不法な侵入及び破壊などの攻撃を誘発し、当局の情報管理に係る安全性が損なわれ、当局の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、法14条7号柱書きに該当すると認められることから、不開示を維持することが相当である。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないことから、原処分を維持し、審査請求を棄却することが相当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年10月4日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月15日 審議
- ④ 同年11月8日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和元年6月21日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議

⑥ 同年7月12日 審議

⑦ 同年8月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示を求めるものであるところ、処分庁は、別紙の2に掲げる文書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定した上で、その全部又は一部（不開示部分は、別表1の「不開示とする部分」欄のとおり。）が法14条2号、3号イ、6号及び7号柱書きの不開示情報に該当するとして、当該部分を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としている。

なお、審査請求人は意見書において、当局の電話番号、内線番号、ファクシミリ番号及び当局システムに係る情報については、開示を求めないとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、上記の不開示部分のうち、当局の電話番号、内線番号、ファクシミリ番号及び当局システムに係る情報を除く不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

本件不開示部分は、原処分における不開示部分のうち、①当局職員の氏名及び印影部分その他開示請求者以外の者に係る情報、②法人の印影部分等、③当局職員の意見に係る情報、④当局の着眼点、調査内容及びこれに基づく事実関係やその評価に係る情報が記録されているとして不開示（不開示理由は、別表1の「法14条の適用号」欄のとおり。）とされた部分であるところ、諮問庁は、本件不開示部分について、上記第3の3（2）のとおり説明するので、順次検討する。

（1）当局職員の氏名及び印影部分その他開示請求者以外の者に係る情報（法14条2号該当）について

ア 東京入国管理局職員の氏名及び印影

（ア）当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、別紙の2に掲げる文書の1頁ないし4頁、13頁、17頁、18頁、30頁、37頁ないし40頁、54頁、70頁、71頁、73頁ないし76頁、78頁、79頁、81頁ないし84頁、87頁ないし94頁、97頁、98頁、101頁ないし105頁、107頁、108頁、149頁、156頁、166頁、167頁、169頁ないし

204頁, 206頁, 213頁ないし215頁, 217頁ないし232頁, 235頁, 238頁, 242頁, 243頁, 246頁, 250頁及び255頁において, 東京入国管理局職員の氏名(姓のみの記載部分を含む。)及び印影が不開示とされており, 当該氏名及び印影は, いずれも, 法14条2号本文前段の開示請求者以外の個人に関する情報に該当する。

(イ) 次に, 法14条2号ただし書該当性について検討する。

- a 各行政機関における公務員の氏名については, 申合せによれば, 職務遂行に係る情報に含まれる公務員の氏名について, 特段の支障の生ずるおそれのある場合を除き, 公にするものとされており, 当該部分は当該職員の職務遂行に係る情報に該当するが, 諮問庁は, 当該職員について, 違反調査, 違反審査等退去強制手続に従事している入国警備官又は入国審査官(以下, 特別審理官を含め「入国警備官等」という。)に関するものであるところ, 当該職員が行う事務は, 強制力を伴い, 退去強制における許否判断を行う上での参考となる重要なものであることから, 氏名を公にすることにより, 職員個人がひぼう中傷又は攻撃の対象となるおそれがあり, 入国警備官等の氏名は, 職員録に掲載されている統括審査官以上(一部上席審査官を含む。)の職位にある職員の氏名を除いて, 申合せにおいて, 公にするものから除外している「氏名を公にすることにより, 個人の権利利益を害することとなるような場合」に該当すると説明する。
- b 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し, 当時の東京入国管理局の組織図及び地方入国管理局組織規則を提示させ, その内容を確認させたところ, 上記の氏名及び印影は, いずれも違反調査, 違反審査等退去強制手続に従事している入国警備官等のものと認められる。
- c そして, 入国警備官等が行う事務は, 強制力を伴い, また, 本邦在留を認めるか否かの裁決を行う上での参考となるものであることから, 当該退去強制手続に従事している入国警備官等の氏名が公にされると, 退去強制手続によって不利益処分を受けた外国人又はその関係者等から逆恨みをされることにより, 入国警備官等個人へのひぼう, 中傷又は攻撃等がされる危険性があることは否定できず, 上記諮問庁の説明は, 合理性があるものと認められる。

そうすると、入国警備官等の氏名については、申合せが公にするものから除外している「氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合」に該当する。

また、当審査会において特定年A版及び特定年B版の職員録を確認したところ、当該職員の氏名はこれらに掲載されていない。

ほかに当該不開示部分について、審査請求人が法令の規定により又は慣行として知ることができ、又は知ることが予定されていると認めるに足りる事情はないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(ウ) また、当該不開示部分は、個人識別部分であって、法15条2項による部分開示の余地もない。

(エ) 以上のことから、当該不開示部分は、法14条2号に該当するので、不開示としたことは妥当である。

イ 通訳人の氏名及び印影等

当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、別紙の2に掲げる文書の86頁、94頁、95頁、97頁、168頁、201頁、203頁、205頁、211頁、216頁、230頁及び237頁において通訳人（翻訳者を含む。）の氏名（署名を含む。）及び印影が不開示とされており、また、247頁及び254頁において通訳人の氏名が不開示とされており、さらに、97頁において通訳人のファクシミリ番号が不開示とされており、これらの情報は、いずれも法14条2号本文前段の開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とすべき法令の規定も慣行も存しないことから、同号ただし書イに該当するとは認められず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分であって、法15条2項による部分開示の余地もないことから、法14条2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 上記を除く第三者に係る情報

当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、30頁ないし34頁、54頁ないし69頁、101頁、110頁、111頁、120頁、121頁、123頁、134頁、142頁、145

頁ないし147頁, 150頁ないし155頁, 157頁, 158頁, 160頁ないし165頁, 202頁, 204頁及び214頁において審査請求人以外の者に係る氏名, 性別, 生年月日, 国籍, 居住地, 印影, 在留資格等が不開示とされており, これらの情報は, いずれも法14条2号本文前段の開示請求者以外の個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものに該当し, 審査請求人が知ることができ, 又は知ることが予定されている情報とすべき法令の規定も慣行も存しないことから, 同号ただし書イに該当するとは認められず, また, 同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

法15条2項による部分開示について検討すると, 当該部分のうち, 氏名等個人識別部分については, 部分開示の余地はなく, それ以外の部分については, これを開示すると, 開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められないことから部分開示はできず, 法14条2号に該当し, 不開示としたことは妥当である。

(2) 法人の印影部分等(法14条3号イ該当)について

ア 法人の印影

当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ, 別紙の2に掲げる文書の31頁ないし34頁, 112頁, 120頁, 121頁, 123頁, 124頁, 127頁ないし129頁, 132頁ないし140頁, 143頁, 146頁ないし148頁, 152頁, 153頁, 159頁ないし164頁において, 法人の印影が不開示とされていることが認められる。

これらの法人の印影については, 当該文書の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり, かつ, これにふさわしい形状をしているものと認められ, これを開示すると, 当該法人の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ, 法14条3号イに該当することから, 不開示としたことは妥当である。

イ 法人の年間売上金額等に係る情報

当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ, 別紙の2に掲げる文書の30頁, 33頁, 34頁, 110頁ないし120頁, 122頁ないし126頁, 128頁ないし133頁, 135頁ないし143頁, 145頁, 147頁, 150頁ないし152頁, 157頁, 158頁, 161頁, 162頁, 164頁及び165頁において, 外国人研修生又は技能実習生の受入れ団体及び事業所に係る直近年度の年間売上金額, 常勤従業員数, 外国人研修生数, 受

入団体の概要，受入事業・研修事業の内容等の情報が不開示とされていることが認められる。

これらの不開示情報のうち，上記 1 1 2 頁の根拠法令欄の記載内容部分及び許可官庁欄の記載内容部分を除く部分は，外国人研修生又は技能実習生の受入団体及び事業所に係る一般に公にしていな内部情報であって，審査請求人が知り得る情報とは認められず，これらを開示すると，当該受入団体及び事業所の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は法 1 4 条 3 号イに該当し，不開示としたことは妥当である。

ただし，上記 1 1 2 頁の根拠法令欄の記載内容部分及び許可官庁欄の記載内容部分は，これらを開示したとしても，法人の権利等を害するおそれがあるとは認められないことから，法 1 4 条 3 号イに該当せず，開示すべきである。

(3) 当局職員の意見（法 1 4 条 6 号及び 7 号柱書き該当）について

当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ，別紙の 2 に掲げる文書の 3 0 頁，1 1 1 頁，1 4 9 頁，1 5 6 頁，2 3 8 頁，2 3 9 頁，2 4 1 頁及び 2 5 5 頁において，在留資格及び在留期間の変更に関する意見，首席審査官及び担当官の交付又は不交付に関する意見，退去又は許可に関する意見が不開示とされていることが認められる。

これらの不開示部分は，「在留審査関係記録タイトルシート」における在留資格の変更又は在留期間更新の許否に係る意見欄，「意見書」と題する書面における在留資格認定証明書の交付又は不交付に係る意見欄及び「裁決合議書」と題する書面における意見欄等に記録された情報であって，審査請求人に係る退去強制手続において，当局職員の検討結果や意見が具体的に記載されていると認められる。

そうすると，退去強制手続に係る事務の性質や当該不開示部分の記載内容等を併せ考えれば，当該不開示部分を開示すると，不利益処分を受けた外国人又はその関係者等がその処分に不満を持ち，当局職員に対して，ひぼう中傷，嫌がらせなどの行為に及ぶおそれが生じることから，当局職員が，かかる事態を恐れることにより，率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある旨の諮問庁の説明は，首肯できる。

したがって，当該不開示部分は，法 1 4 条 6 号に該当し，同条 7 号柱書きについて判断するまでもなく，不開示としたことは妥当であると認められる。

(4) 当局の着眼点，調査内容及びこれに基づく事実関係やその評価に係る情報（法14条7号柱書き該当）について

当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ，別紙の2に掲げる文書の3頁ないし13頁，17頁，18頁，30頁，37頁，39頁，40頁，45頁，46頁，54頁ないし69頁，77頁，98頁，99頁，101頁ないし103頁，107頁ないし109頁，111頁，149頁，156頁，213頁ないし215頁，239頁及び240頁において，事件中止の理由，審査請求人に係る調査内容及び調査結果に関する情報等，審査請求人に係る退去強制手続において，当局が把握した事実関係に関する情報等が具体的かつ詳細に記載されていると認められる。

そうすると，退去強制手続に係る事務の性質や当該不開示部分の記載内容等も併せ考えれば，当該不開示部分が開示されると，当局の具体的な調査手法や着眼点が明らかとなり，退去強制手続の対象者において当局の調査を受けるに当たって対策を講じることを可能ならしめる旨の諮問庁の説明は首肯できるから，当局の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって，当該不開示部分は，法14条7号柱書きに該当し，またこれらのうち54頁ないし69頁及び214頁については，同条2号該当性について判断するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象保有個人情報につき，その一部を法14条2号，3号イ，6号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち，別表2に掲げる部分を除く部分は，同条2号，3号イ，6号及び7号柱書きに該当すると認められるので，不開示としたことは妥当であるが，別表2に掲げる部分は，同条3号イに該当せず，開示すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣，委員 池田陽子，委員 木村琢磨

別紙

1 本件請求保有個人情報記録された文書

開示請求者本人の退去強制手続においてと開示請求者本人が行った難民認定申請（特定記号番号A）において、開示請求者本人が行った難民の認定をしない処分に対する審査請求（特定記号番号B）において、東京入国管理局が保有する全て書類、これを前回に貰ったんですが、でも紙の真っ黒に数が多いから読む事が出来ません、だから今回はお願い事がもう一度綺麗に直すして下さい、よろしくお願いします。

2 本件対象保有個人情報記録された文書

特定年月日Aに退去強制令書が発付された開示請求者本人の退去強制手続において、東京入国管理局が保有する全ての書類（刑事事件の裁判等に係る個人情報記載されている文書及び部分を除く。）

別表 1（別紙の 2 に掲げる文書の不開示部分ごとの不開示理由）

| 頁 | 不開示とする部分 | 不開示とする内容の要旨 | 法 1 4 条の適用号 |
|-----|--|--------------|-------------|
| 1 | 担当官等の印影 | 審査請求人以外の個人情報 | 2 号 |
| | 担当官の姓 | 同上 | 同上 |
| | 「6 引継ぎ理由」欄の記載内容部分 | 適用除外 | |
| 2 | 担当官等の印影 | 審査請求人以外の個人情報 | 2 号 |
| | 「（理由）」欄の記載内容部分 | 適用除外 | |
| 3 | 担当官等の印影 | 審査請求人以外の個人情報 | 2 号 |
| | 「事実及び理由」欄の「2 理由」欄の記載内容部分 | 当局の着眼点等 | 7 号柱書き |
| | 「処分理由」欄の記載内容部分の一部 | 同上 | 同上 |
| 4 | 担当官の印影 | 審査請求人以外の個人情報 | 2 号 |
| | 表題の一部及び項番 1 の項目名及び本文 | 当局の着眼点等 | 7 号柱書き |
| 5 | 項番 2 の項目名及び本文，項番 3 の項目名及び本文，添付物の名称及び部数 | 同上 | 同上 |
| 6 | 全て | 同上 | 同上 |
| 7 | 全て | 同上 | 同上 |
| 8 | 全て | 同上 | 同上 |
| 9 | 全て | 同上 | 同上 |
| 1 0 | 全て | 同上 | 同上 |
| 1 1 | 全て | 同上 | 同上 |
| 1 2 | 全て | 同上 | 同上 |
| 1 3 | 担当官等の印影 | 審査請求人以外の個人情報 | 2 号 |
| | 担当官の氏名 | 同上 | 同上 |

| | | | |
|----|--|--------------|-------|
| | 「4 立件事実」欄の記載内容部分の一部 | 当局の着眼点等 | 7号柱書き |
| 16 | 全て | 当局システムに係る情報 | 同上 |
| 17 | 担当官の印影 | 審査請求人以外の個人情報 | 2号 |
| | 担当官の氏名 | 同上 | 同上 |
| | 「報告事項」欄の記載内容部分 | 当局の着眼点等 | 7号柱書き |
| 18 | 担当官の印影 | 審査請求人以外の個人情報 | 2号 |
| | 担当官の氏名 | 同上 | 同上 |
| | 「報告事項」欄の項番3の記載内容部分 | 当局の着眼点等 | 7号柱書き |
| 21 | 全て | 当局システムに係る情報 | 同上 |
| 22 | 全て | 同上 | 同上 |
| 23 | 全て | 同上 | 同上 |
| 24 | 全て | 同上 | 同上 |
| 25 | 全て | 同上 | 同上 |
| 26 | 全て | 同上 | 同上 |
| 27 | 全て | 同上 | 同上 |
| 28 | 全て | 同上 | 同上 |
| 29 | 全て | 同上 | 同上 |
| 30 | (左上) 担当官等の印影 | 審査請求人以外の個人情報 | 2号 |
| | (左上) 受理番号の右側の部分 | 同上 | 同上 |
| | (左上) 表題の右側の部分 | 同上 | 同上 |
| | (左上) 「申請取次ぎ者証明書番号」欄の記載内容部分の一部 | 同上 | 同上 |
| | (左上) 「官用欄 FOR OFFICIAL USE ONLY」欄の右上部分 | 当局の着眼点等 | 7号柱書き |
| | (左上) 「官用欄 FOR OFFICIAL USE ONLY」欄の右中部分 | 同上 | 同上 |

| | | | |
|-----|--|-----------------|-----------|
| | (左上)「官用欄 FOR OFFICIAL USE ONLY」欄の「意見」欄の1行目の右部分 | 同上 | 同上 |
| | (左上)「官用欄 FOR OFFICIAL USE ONLY」欄の「意見」欄の3行目以降(欄外含む) | 当局職員の意見 | 6号, 7号柱書き |
| | (左下)「(5)年間売上金額(直近年度)」欄の記載内容部分 | 法人の印影部分等 | 3号イ |
| | (左下)「23月額報酬」欄の右側の手書き部分の一部 | 審査請求人以外の個人情報 | 2号 |
| | (左下)「29 代理人・申請取次者等」欄の「(1)氏名」欄の記載内容部分 | 同上 | 同上 |
| | (右下)「人数」欄の記載内容部分 | 法人の印影部分等 | 3号イ |
| | (右下)「研修・技能実習担当者の氏名」欄の記載内容部分 | 審査請求人以外の個人情報 | 2号 |
| | (右下)「No.」欄の記載内容部分 | 法人の印影部分等 | 3号イ |
| | (右下)「担当者」欄の記載内容部分 | 審査請求人以外の個人情報 | 2号 |
| 3 1 | (右上)名簿中, 空白の欄及び「整理番号」欄の記載内容部分 | 法人の印影部分等 | 3号イ |
| | (右上)名簿中, 審査請求人以外の者に係る欄(整理番号欄を除く。) | 審査請求人以外の個人情報 | 2号 |
| | (左下)法人の印影 | 法人の印影部分等 | 3号イ |
| | (右下)法人の印影 | 同上 | 同上 |
| 3 2 | (左上)法人の印影 | 同上 | 同上 |
| | (左上)「主な指導員氏名(役職)」欄の記載内容部分 | 審査請求人以外の個人情報 | 2号 |
| | (左下)全て | 審査請求人以外の個人情報, 法 | 2号, 3号イ |

| | | | |
|-----|---|--------------|--------|
| | | 人の印影部分等 | |
| | (右下) 全て | 同上 | 同上 |
| 3 3 | (左上) 本文 1 行目の一部 | 法人の印影部分等 | 3 号イ |
| | (左上) 法人の印影 | 同上 | 同上 |
| | (右上) 全て | 審査請求人以外の個人情報 | 2 号 |
| | (左下) 全て | 同上 | 同上 |
| | (右下) 法人の印影 | 法人の印影部分等 | 3 号イ |
| 3 4 | (左上) 法人の印影 | 同上 | 同上 |
| | (左上) 項番 1 及び項番 2 のチェックボックス | 同上 | 同上 |
| | (左上) 項番 3 の表中, 審査請求人に係る「研修態度」欄から「研修終了後の帰国予定」欄までの各欄の記載内容部分 | 同上 | 同上 |
| | (左上) 項番 3 の表中, 審査請求人以外の者に係る各欄の記載内容部分 | 審査請求人以外の個人情報 | 2 号 |
| | (左上) 項番 3 の表中, 空白の欄 | 法人の印影部分等 | 3 号イ |
| | (左下) 各欄の空白部分及び「No.」欄の記載内容部分 | 同上 | 同上 |
| | (左下) 審査請求人以外の者に係る各欄(「No.」欄を除く。)の記載内容部分 | 審査請求人以外の個人情報 | 2 号 |
| 3 7 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| | 「事実及び理由」欄の「2 理由」欄の記載内容部分 | 当局の着眼点等 | 7 号柱書き |
| 3 8 | 担当官の印影 | 審査請求人以外の個人情報 | 2 号 |
| | 担当官の氏名 | 同上 | 同上 |
| 3 9 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| | 担当官の氏名 | 同上 | 同上 |
| | 「報告事項」欄の 1 行目の一部, | 当局の着眼点等 | 7 号柱書き |

| | | | |
|-----|----------------------------|----------------------|-------------|
| | 項番 3 の記載内容部分 | | |
| 4 0 | 担当官の印影 | 審査請求人以外の個人情報 | 2 号 |
| | 担当官の氏名 | 同上 | 同上 |
| | 「報告事項」欄の項番 3 の記載内容部分 | 当局の着眼点等 | 7 号柱書き |
| 4 3 | 全て | 当局システムに係る情報 | 同上 |
| 4 4 | 全て | 同上 | 同上 |
| 4 5 | 全て | 当局の着眼点等 | 同上 |
| 4 6 | 全て | 同上 | 同上 |
| 4 7 | 全て | 当局システムに係る情報 | 同上 |
| 4 8 | 全て | 同上 | 同上 |
| 4 9 | 全て | 同上 | 同上 |
| 5 0 | 全て | 同上 | 同上 |
| 5 1 | 全て | 同上 | 同上 |
| 5 2 | 全て | 同上 | 同上 |
| 5 3 | 全て | 同上 | 同上 |
| 5 4 | 担当官等の印影 | 審査請求人以外の個人情報 | 2 号 |
| | 担当官の氏名 | 同上 | 同上 |
| | 「報告事項」欄の 1 行目の一部及び欄外の手書き部分 | 審査請求人以外の個人情報，当局の着眼点等 | 2 号， 7 号柱書き |
| | 「報告事項」欄の項番 3 の記載内容部分 | 当局の着眼点等 | 7 号柱書き |
| 5 5 | 全て | 審査請求人以外の個人情報，当局の着眼点等 | 2 号， 7 号柱書き |
| 5 6 | 全て | 同上 | 同上 |
| 5 7 | 全て | 同上 | 同上 |
| 5 8 | 全て | 同上 | 同上 |
| 5 9 | 全て | 同上 | 同上 |
| 6 0 | 全て | 同上 | 同上 |

| | | | |
|-----|------------------|----------------------------------|-------|
| 6 1 | 全て | 同上 | 同上 |
| 6 2 | 全て | 同上 | 同上 |
| 6 3 | 全て | 同上 | 同上 |
| 6 4 | 全て | 同上 | 同上 |
| 6 5 | 全て | 審査請求人以外の個人情報，当局の着眼点等，当局システムに係る情報 | 同上 |
| 6 6 | 全て | 同上 | 同上 |
| 6 7 | 全て | 同上 | 同上 |
| 6 8 | 全て | 同上 | 同上 |
| 6 9 | 全て | 同上 | 同上 |
| 7 0 | 担当官等の印影 | 審査請求人以外の個人情報 | 2号 |
| | 担当官の氏名 | 同上 | 同上 |
| | 本文と欄外の手書き部分 | 適用除外 | |
| 7 1 | 担当官の印影 | 審査請求人以外の個人情報 | 同上 |
| | 本文 | 適用除外 | |
| 7 3 | 担当官の印影 | 審査請求人以外の個人情報 | 2号 |
| 7 4 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 7 5 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 7 6 | 同上 | 同上 | 同上 |
| | 担当官の氏名 | 同上 | 同上 |
| 7 7 | 「手配書写し」のチェックボックス | 当局の着眼点等 | 7号柱書き |
| 7 8 | 担当官等の印影 | 審査請求人以外の個人情報 | 2号 |
| | 担当官の氏名 | 同上 | 同上 |
| 7 9 | 担当官の氏名 | 同上 | 同上 |
| 8 1 | 担当官の氏名 | 同上 | 同上 |
| | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 8 2 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |

| | | | |
|-----|--|------------------|-------|
| | 担当官の氏名 | 同上 | 同上 |
| 8 3 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| | 担当官の氏名 | 同上 | 同上 |
| 8 4 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| | 担当官の氏名 | 同上 | 同上 |
| | 「罪名」欄，「逮捕年月日」欄， 「処分年月日」欄，「処分結果」 欄，「逮捕官署」欄，「処分庁」 欄の記載内容部分，「余罪又は前 科」欄の記載内容部分の一部，欄 外の手書き部分 | 適用除外 | |
| 8 6 | 通訳人の氏名 | 審査請求人以外 の個人情報 | 2号 |
| | 通訳人の印影 | 同上 | 同上 |
| 8 7 | 担当官の氏名 | 同上 | 同上 |
| 8 8 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 8 9 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 9 0 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 9 1 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 9 2 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 9 3 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 9 4 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| | 担当官の氏名 | 同上 | 同上 |
| | 通訳人の氏名 | 同上 | 同上 |
| | 通訳人の印影 | 同上 | 同上 |
| 9 5 | 通訳人の氏名 | 同上 | 同上 |
| | 通訳人の印影 | 同上 | 同上 |
| 9 7 | 担当官の氏名 | 同上 | 同上 |
| | 通訳人の印影 | 同上 | 同上 |
| | 通訳人の氏名 | 同上 | 同上 |
| | 当局のファクシミリ番号 | 当局の電話番号 等 | 7号柱書き |
| | 通訳人のファクシミリ番号 | 審査請求人以外 の個人情報 | 2号 |
| 9 8 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |

| | | | |
|-----|-------------------------------|------------------|--|
| | 担当官等の姓 | 同上 | 同上 |
| | 「容疑者に係る供述調書の作成」 欄の記載内容部分 | 当局の着眼点等 | 7号柱書き |
| | 当局の内線番号 | 当局の電話番号 等 | 同上 |
| 99 | 「書類目録」欄の追送する書類の 名称及び部数 | 当局の着眼点等 | 同上 |
| 101 | 担当官の印影 | 審査請求人以外 の個人情報 | 2号 |
| | 担当官の姓 | 同上 | 同上 |
| | 「受信者」欄の記載内容部分 | 当局の着眼点等 | 7号柱書き |
| | 「受信係官」欄の記載内容部分 | 審査請求人以外 の個人情報 | 2号 |
| | 発信年月日及び時間 | 当局の着眼点等 | 7号柱書き |
| | 「件名」欄の記載内容部分の一部 | 同上 | 同上 |
| | 本文1行目から5行目まで及び1 6行目 | 同上 | 同上 |
| | 本文6行目から15行目まで 「備考」欄の記載内容部分 | 適用除外 当局の着眼点等 |  7号柱書き |
| 102 | 担当官等の印影 | 審査請求人以外 の個人情報 | 2号 |
| | 担当官の氏名 | 同上 | 同上 |
| | 欄外の手書き部分の一部 | 当局の着眼点等 | 7号柱書き |
| 103 | 担当官等の印影 | 審査請求人以外 の個人情報 | 2号 |
| | 担当官の氏名 | 同上 | 同上 |
| | 欄外の手書き部分の一部 | 当局の着眼点等 | 7号柱書き |
| 104 | 担当官の氏名 | 審査請求人以外 の個人情報 | 2号 |
| | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 105 | 担当官の氏名 | 同上 | 同上 |
| | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 107 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| | 担当官の姓 | 同上 | 同上 |
| | 「容疑者に係る供述調書の作成」 | 当局の着眼点等 | 7号柱書き |

| | | | |
|------------------------|--|--------------|-------|
| | 欄の記載内容部分 | | |
| | 当局の内線番号 | 当局の電話番号等 | 同上 |
| 108 | 担当官の氏名 | 審査請求人以外の個人情報 | 2号 |
| | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| | 「報告事項」欄の8行目 | 当局の着眼点等 | 7号柱書き |
| 109 | (上)「官用欄 FOR OFFICIAL USE ONLY」欄の記載内容部分 | 同上 | 同上 |
| | (下)「受理入力」欄の記載内容部分及びその右隣の上段 | 同上 | 同上 |
| 110 | (上)「28(6)年間売上金額(直近年度)」欄の記載内容部分 | 法人の印影部分等 | 3号イ |
| | (上)「28(7)常勤従業員数」欄の記載内容部分 | 同上 | 同上 |
| | (上)「28(8)外国人研修生数」欄の記載内容部分 | 同上 | 同上 |
| | (上)「28(9)経験年数」欄の記載内容部分 | 審査請求人以外の個人情報 | 2号 |
| | (上)「28(10)生活指導員名」欄の記載内容部分 | 同上 | 同上 |
| | (上)「28(12)安全衛生上必要な措置の有無」欄の記載内容部分 | 法人の印影部分等 | 3号イ |
| | (上)「36 申請人又は代理人」欄の「(1)氏名」欄の記載内容部分 | 審査請求人以外の個人情報 | 2号 |
| | (上)「36 申請人(代理人)の署名」欄の記載内容部分 | 同上 | 同上 |
| | (下)「27(7)常勤従業員数」欄の記載内容部分 | 法人の印影部分等 | 3号イ |
| | (下)「27(8)外国人研修生数」欄の記載内容部分 | 同上 | 同上 |
| (下)「27(9)経験年数」欄の記載内容部分 | 審査請求人以外の個人情報 | 2号 | |

| | | | |
|-----|------------------------------------|---------------|-----------|
| | (下)「27(12)安全衛生上必要な措置の有無」欄の記載内容部分 | 法人の印影部分等 | 3号イ |
| 111 | (上)「常勤職員数」欄から「備考」欄までの記載内容部分 | 法人の印影部分等 | 3号イ |
| | (下)首席審査官及び担当官の「交付」欄及び「不交付」欄の記載内容部分 | 当局職員の意見 | 6号, 7号柱書き |
| | (下)「受理番号」欄の記載内容部分の一部 | 審査請求人以外の個人情報, | 2号 |
| | | 法人の印影部分等 | 3号イ |
| | (下)担当官の「意見」欄の記載内容部分 | 当局職員の意見 | 6号, 7号柱書き |
| | (下)項番1から項番6までの項目名及び記載内容部分 | 当局の着眼点等 | 7号柱書き |
| | (下)統括審査官及び首席審査官意見の「意見」欄の下の各欄 | 同上 | 同上 |
| 112 | (上)「団体の構成内容」欄の記載内容部分 | 法人の印影部分等 | 3号イ |
| | (上)「役員(職・氏名・常勤非常勤の別)」欄の記載内容部分の一部 | 同上 | 同上 |
| | (上)「設立年月日」欄の記載内容部分 | 同上 | 同上 |
| | (上)「根拠法令」欄の記載内容部分 | 同上 | 同上 |
| | (上)「許可官庁」欄の記載内容部分 | 同上 | 同上 |
| | (上)「常勤職員数」欄の記載内容部分の一部 | 同上 | 同上 |
| | (上)「会員/組合員数」欄の記載内容部分 | 同上 | 同上 |
| | (上)「非実務研修実施施設の所在地及び所有者名」欄の記載内容部分 | 同上 | 同上 |

| | | | |
|-----|--|----|----|
| | (上)「研修事業開始日」欄の記載内容部分の一部 | 同上 | 同上 |
| | (上)「これまでの研修生受入れ実績」欄の記載内容部分 | 同上 | 同上 |
| | (上)「現在受け入れている研修生の数」欄の記載内容部分 | 同上 | 同上 |
| | (上)「送出し機関名」欄の記載内容部分 | 同上 | 同上 |
| | (上)「外国人研修生に係る過去3年間における不正行為の有無」欄の記載内容部分 | 同上 | 同上 |
| | (上)「過去3年間の中途帰国者数」欄の記載内容部分の一部 | 同上 | 同上 |
| | (上)「過去3年間の失踪者数」欄の記載内容部分の一部 | 同上 | 同上 |
| | (上)法人の印影 | 同上 | 同上 |
| | (下)法人の印影 | 同上 | 同上 |
| 113 | (上)名簿の記載内容部分(表頭及び番号欄を除く。) | 同上 | 同上 |
| 114 | (上)名簿の記載内容部分(表頭及び番号欄を除く。) | 同上 | 同上 |
| | (下)名簿の記載内容部分(表頭及び番号欄を除く。) | 同上 | 同上 |
| 115 | (上)名簿の記載内容部分(表頭及び番号欄を除く。) | 同上 | 同上 |
| | (下)名簿の記載内容部分(表頭及び番号欄を除く。) | 同上 | 同上 |
| 116 | (上)名簿の記載内容部分(表頭及び番号欄を除く。) | 同上 | 同上 |
| | (下)名簿の記載内容部分(表頭及び番号欄を除く。) | 同上 | 同上 |
| 117 | (上)名簿の記載内容部分(表頭及び番号欄を除く。) | 同上 | 同上 |
| | (下)名簿の記載内容部分(表頭及び番号欄を除く。) | 同上 | 同上 |
| 118 | (上)名簿の記載内容部分(表 | 同上 | 同上 |

| | | | |
|-------|---|--------------|-----|
| | 頭、番号欄及び特定会社に係る部分を除く。) | | |
| | (下) 名簿の記載内容部分(表頭及び番号欄を除く。) | 同上 | 同上 |
| 1 1 9 | (上) 名簿の記載内容部分(表頭及び番号欄を除く。) | 同上 | 同上 |
| | (下) 名簿の記載内容部分(表頭及び番号欄を除く。) | 同上 | 同上 |
| 1 2 0 | (上) 研修指導員の氏名(他の頁で開示されている者等を除く。以下研修指導員又は講師の氏名に係る項目において同じ。) | 審査請求人以外の個人情報 | 2号 |
| | (上) 研修指導員の経験年数 | 同上 | 同上 |
| | (下) 名簿の記載内容部分(表頭及び番号欄を除く。) | 法人の印影部分等 | 3号イ |
| | (下) 法人の印影 | 同上 | 同上 |
| 1 2 1 | (上) 法人の印影 | 同上 | 同上 |
| | (下) 講師の氏名 | 審査請求人以外の個人情報 | 2号 |
| 1 2 2 | (上) 外国人研修生の人数 | 法人の印影部分等 | 3号イ |
| 1 2 3 | (上) 法人の印影 | 同上 | 同上 |
| | (上) 「担当者」欄の記載内容部分 | 審査請求人以外の個人情報 | 2号 |
| | (上) 表中の審査請求人以外の者に係る記載内容部分 | 同上 | 同上 |
| | (上) 表中の4段目から10段目までの空欄 | 法人の印影部分等 | 3号イ |
| | (上) 「被保険者数」欄の記載内容部分の一部 | 同上 | 同上 |
| | (上) 「保険料計」欄の記載内容部分 | 同上 | 同上 |
| | (下) 法人の印影 | 同上 | 同上 |
| 1 2 4 | (上) 法人の印影 | 同上 | 同上 |
| | (下) 法人の印影 | 同上 | 同上 |
| | (下) 「被保険者数」欄の記載内 | 同上 | 同上 |

| | | | |
|-------|---|--------------|-----|
| | 容部分の一部 | | |
| | (下)「保険金額(円)」欄の記載内容部分 | 同上 | 同上 |
| | (下)「保険料(円)」欄の記載内容部分 | 同上 | 同上 |
| | (下)「合計保険料」欄の記載内容部分 | 同上 | 同上 |
| 1 2 5 | (上)本文 | 同上 | 同上 |
| | (下)本文 | 同上 | 同上 |
| 1 2 6 | (上)本文 | 同上 | 同上 |
| | (下)本文 | 同上 | 同上 |
| 1 2 7 | (上)法人の印影 | 同上 | 同上 |
| | (下)法人の印影 | 同上 | 同上 |
| 1 2 8 | (上)本文 | 同上 | 同上 |
| | (上)法人の印影 | 同上 | 同上 |
| | (下)本文 | 同上 | 同上 |
| 1 2 9 | (上)本文 | 同上 | 同上 |
| | (下)法人の印影 | 同上 | 同上 |
| 1 3 0 | (上)本文 | 同上 | 同上 |
| | (下)本文 | 同上 | 同上 |
| 1 3 1 | (上)本文 | 同上 | 同上 |
| | (下)本文 | 同上 | 同上 |
| 1 3 2 | (上)法人の印影 | 同上 | 同上 |
| | (下)本文 | 同上 | 同上 |
| | (下)法人の印影 | 同上 | 同上 |
| 1 3 3 | (上)本文 | 同上 | 同上 |
| | (上)法人の印影 | 同上 | 同上 |
| | (下)本文 | 同上 | 同上 |
| 1 3 4 | (上)表中の審査請求人以外の者に係る欄, 審査請求人に係る欄の左端及び右端の欄 | 審査請求人以外の個人情報 | 2号 |
| | (上)法人の印影 | 法人の印影部分等 | 3号イ |
| | (下)法人の印影 | 同上 | 同上 |
| 1 3 5 | (上)法人の印影 | 同上 | 同上 |

| | | | |
|-------|-----------------------------------|---------|-----|
| | (上) 本文 | 同上 | 同上 |
| | (下) 法人の印影 | 同上 | 同上 |
| | (下) 本文 | 同上 | 同上 |
| 1 3 6 | (上) 法人の印影 | 同上 | 同上 |
| | (上) 項番 5 の表中の右端の欄 | 同上 | 同上 |
| | (下) 法人の印影 | 同上 | 同上 |
| | (下) 項番 5 の表中の右端の欄の 2 段目及び 3 段目 | 同上 | 同上 |
| 1 3 7 | (上) 項番 3 の本文 | 同上 | 同上 |
| | (上) 項番 4 の本文 | 同上 | 同上 |
| | (下) 法人の印影 | 同上 | 同上 |
| | (下) 項番 3 の本文 | 同上 | 同上 |
| 1 3 8 | (上) 法人の印影 | 同上 | 同上 |
| | (下) 法人の印影 | 同上 | 同上 |
| | (下) 項番 5 の表中の右端の欄の 2 段目及び 3 段目 | 同上 | 同上 |
| 1 3 9 | (上) 項番 3 の本文 | 同上 | 同上 |
| | (下) 法人の印影 | 同上 | 同上 |
| | (下) 項番 3 の本文 | 同上 | 同上 |
| 1 4 0 | (上) 法人の印影 | 同上 | 同上 |
| | (下) 項番 4 の本文 | 同上 | 同上 |
| | (下) 項番 5 の表中の右端の欄の 2 段目及び 3 段目 | 同上 | 同上 |
| | (下) 法人の印影 | 同上 | 同上 |
| 1 4 1 | (上) 全て | 同上 | 同上 |
| | (下) 全て | 同上 | 同上 |
| 1 4 2 | (上) 「常勤職員数」欄の記載内 容部分の一部 | 同上 | 同上 |
| | (上) 「研修生受入数」欄の記載 内容部分の一部 | 同上 | 同上 |
| | (上) 「現存の研修生人数」欄の 記載内容部分の一部 | 同上 | 同上 |
| | (下) 「研修生名簿」の空白の欄 | 同上 | 同上 |
| | (下) 「研修生名簿」の審査請求 | 審査請求人以外 | 2 号 |

| | 人以外の者に係る欄 | の個人情報 | |
|-------|--|--------------|-----|
| 1 4 3 | (下) 「1 (5) 常勤の職員数 (うち外国人)」欄の記載内容部分の一部 | 法人の印影部分等 | 3号イ |
| | (下) 「1 (6) 前年度売上高」欄の記載内容部分 | 同上 | 同上 |
| | (下) 「1 (7) 前年度経常損益」欄の記載内容部分 | 同上 | 同上 |
| | (下) 「1 (8) 税引き後当期純損益」欄の記載内容部分 | 同上 | 同上 |
| | (下) 「2 (7) 休業8日以上 の事故発生件数及び延人員」欄の記載内容部分 | 同上 | 同上 |
| | (下) 「2 (8) 死亡事故発生件数及び人員 (過去1年間) 欄の記載内容部分 | 同上 | 同上 |
| | (下) 「2 (9) 労働基準監督署による労働基準法違反の指摘 (3年間) の有無及び改善状況」欄の記載内容部分 | 同上 | 同上 |
| | (下) 「3 (1) 過去3年間の研修生受入れ実績 (下記 (2) の現在受入中の者を除く。)」欄の記載内容部分 | 同上 | 同上 |
| | (下) 「3 (2) 現在受け入れている研修生の数」欄の記載内容部分 | 同上 | 同上 |
| | (下) 「3 (3) 過去3年間の中途帰国者数」欄の記載内容部分 | 同上 | 同上 |
| | (下) 「3 (4) 過去3年間の失踪者数 (失踪年月日をかっこ書きする。)」欄の記載内容部分 | 同上 | 同上 |
| | (下) 法人の印影 | 同上 | 同上 |
| 1 4 5 | (上) 研修指導員の地位 | 審査請求人以外の個人情報 | 2号 |
| | (上) 研修指導員の氏名 | 同上 | 同上 |

| | | | |
|-----|---------------------------------------|-----------------------|---------|
| | (上) 研修指導員の経験年数 | 同上 | 同上 |
| | (下) 項番Ⅰないし項番Ⅶの記載内容部分 | 法人の印影部分等 | 3号イ |
| 146 | (上) 項番4の生活指導員の氏名 | 審査請求人以外の個人情報 | 2号 |
| | (上) 法人の印影 | 法人の印影部分等 | 3号イ |
| | (下) 研修指導員の地位 | 審査請求人以外の個人情報 | 2号 |
| | (下) 研修指導員の氏名 | 同上 | 同上 |
| | (下) 研修指導員の経験年数 | 同上 | 同上 |
| 147 | (上) 名簿中、審査請求人以外の者に係る欄 | 同上 | 同上 |
| | (上) 名簿中、空白の欄 | 法人の印影部分等 | 3号イ |
| | (上) 法人の印影 | 同上 | 同上 |
| | (下) 研修生に係る名簿の記載内容部分及び空白の欄 | 審査請求人以外の個人情報、法人の印影部分等 | 2号, 3号イ |
| | (下) 技能実習生に係る名簿の記載内容部分 | 法人の印影部分等 | 3号イ |
| 148 | (上) 法人の印影 | 同上 | 同上 |
| 149 | (下) 担当官等の印影 | 審査請求人以外の個人情報 | 2号 |
| | (下) 受理番号の右側の部分 | 同上 | 同上 |
| | (下) 表題の右側の部分 | 同上 | 同上 |
| | (下) 「申請取次ぎ者証明書番号」欄の記載内容部分の一部 | 同上 | 同上 |
| | (下) 「受理処分」欄の記載内容部分 | 当局の着眼点等 | 7号柱書き |
| | (下) 「官用欄 FOR OFFICIAL USE ONLY」欄の右上部分 | 同上 | 同上 |
| | (下) 「官用欄 FOR OFFICIAL USE ONLY」 | 同上 | 同上 |

| | | | |
|-----|---|--------------|-----------|
| | 欄の右中部分 | | |
| | (下)「官用欄 FOR OFFICIAL USE ONLY」欄の「意見」欄の3行目以降(欄外を含む。) | 当局職員の意見 | 6号, 7号柱書き |
| 150 | (上)「25(6)年間売上金額(直近年度)」欄の記載内容部分 | 法人の印影部分等 | 3号イ |
| | (上)「25(9)経験年数」欄の記載内容部分 | 審査請求人以外の個人情報 | 2号 |
| | (上)「25(12)安全衛生上必要な措置の有無」欄の記載内容部分 | 法人の印影部分等 | 3号イ |
| | (上)「代理人・申請取次者等」欄の「氏名」欄の記載内容部分 | 審査請求人以外の個人情報 | 2号 |
| | (下)「24(9)経験年数」欄の記載内容部分 | 同上 | 同上 |
| 151 | (下)各表中の「人数」欄の記載内容部分 | 法人の印影部分等 | 3号イ |
| | (下)「研修・技能実習担当者の氏名」欄の記載内容部分 | 審査請求人以外の個人情報 | 2号 |
| | (下)「No.」欄の記載内容部分 | 法人の印影部分等 | 3号イ |
| | (下)「担当者」欄の記載内容部分 | 審査請求人以外の個人情報 | 2号 |
| 152 | (上)法人の印影 | 法人の印影部分等 | 3号イ |
| | (下)名簿中, 審査請求人以外の者に係る欄 | 審査請求人以外の個人情報 | 2号 |
| | (下)名簿中, 空白の欄 | 法人の印影部分等 | 3号イ |
| 153 | (上)講師の氏名 | 審査請求人以外の個人情報 | 2号 |
| | (下)法人の印影 | 法人の印影部分等 | 3号イ |
| 154 | (上)研修指導員の地位 | 審査請求人以外の個人情報 | 2号 |

| | | | |
|-----|--|--------------|-----------|
| | (上) 研修指導員の氏名 | 同上 | 同上 |
| | (上) 研修指導員の経験年数 | 同上 | 同上 |
| | (下) 研修指導員の氏名 | 同上 | 同上 |
| | (下) 研修指導員の経験年数 | 同上 | 同上 |
| 155 | (下) 研修指導員の地位 | 同上 | 同上 |
| | (下) 研修指導員の氏名 | 同上 | 同上 |
| | (下) 研修指導員の経験年数 | 同上 | 同上 |
| 156 | (下) 担当官等の印影 | 同上 | 同上 |
| | (下) 受理番号の右側の部分 | 同上 | 同上 |
| | (下) 表題の右側の部分 | 同上 | 同上 |
| | (下) 「申請取次ぎ者証明書番号」欄の記載内容部分の一部 | 同上 | 同上 |
| | (下) 「官用欄 FOR OFFICIAL USE ONLY」欄の右上部分 | 当局の着眼点等 | 7号柱書き |
| | (下) 「官用欄 FOR OFFICIAL USE ONLY」欄の右中部分 | 同上 | 同上 |
| | (下) 「官用欄 FOR OFFICIAL USE ONLY」欄の「意見」欄の1行目の一部 | 同上 | 同上 |
| | (下) 「官用欄 FOR OFFICIAL USE ONLY」欄の「意見」欄の3行目以降(欄外を含む。) | 当局職員の意見 | 6号, 7号柱書き |
| 157 | (上) 各表中の「人数」欄の記載内容部分 | 法人の印影部分等 | 3号イ |
| | (上) 「研修・技能実習担当者の氏名」欄の記載内容部分 | 審査請求人以外の個人情報 | 2号 |
| | (上) 「No.」欄の記載内容部分 | 法人の印影部分等 | 3号イ |
| | (上) 「担当者」欄の記載内容部分 | 審査請求人以外の個人情報 | 2号 |
| | (下) 「17(5)年間売上金額(直近年度)」欄の記載内容部分 | 法人の印影部分等 | 3号イ |

| | | | |
|-----|--|-----------------------|---------|
| | (下)「23 月額報酬」欄の右側の手書き部分の一部 | 審査請求人以外の個人情報 | 2号 |
| | (下)「29 代理人・申請取次者等」欄の「(1)氏名」欄の記載内容部分 | 同上 | 同上 |
| 158 | (上)名簿中、空白の欄及び「整理番号」欄の記載内容部分 | 法人の印影部分等 | 3号イ |
| | (上)名簿中、審査請求人以外の者に係る欄(整理番号を除く。) | 審査請求人以外の個人情報 | 2号 |
| 159 | (上)法人の印影 | 法人の印影部分等 | 3号イ |
| | (下)法人の印影 | 同上 | 同上 |
| 160 | (下)法人の印影 | 同上 | 同上 |
| | (下)「主な指導員氏名(役職)」欄の記載内容部分 | 審査請求人以外の個人情報 | 2号 |
| 161 | (上)全て | 審査請求人以外の個人情報、法人の印影部分等 | 2号, 3号イ |
| | (下)全て | 同上 | 同上 |
| 162 | (上)全て | 審査請求人以外の個人情報 | 2号 |
| | (下)本文1行目の一部 | 法人の印影部分等 | 3号イ |
| | (下)法人の印影 | 同上 | 同上 |
| 163 | (上)法人の印影 | 同上 | 同上 |
| | (下)全て | 審査請求人以外の個人情報 | 2号 |
| 164 | (下)法人の印影 | 法人の印影部分等 | 3号イ |
| | (下)項番1及び項番2のチェックボックス | 同上 | 同上 |
| | (下)項番3の表中、審査請求人に係る「研修態度」欄から「研修終了後の帰国予定」欄までの各欄の記載内容部分 | 同上 | 同上 |
| | (下)項番3の表中、審査請求人 | 審査請求人以外 | 2号 |

| | | | |
|-------|--|--------------|------|
| | 以外の者に係る欄 | の個人情報 | |
| | (下) 項番 3 の表中, 空白の欄 | 法人の印影部分等 | 3 号イ |
| 1 6 5 | (下) 名簿中, 空白の欄及び「N o . 」欄の記載内容部分 | 同上 | 同上 |
| | (下) 名簿中, 審査請求人以外の者に係る欄 (「N o . 」欄を除く。) | 審査請求人以外の個人情報 | 2 号 |
| 1 6 6 | 担当官の氏名 | 同上 | 同上 |
| | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| | 「報告事項」欄の 3 行目以降 | 適用除外 | |
| 1 6 7 | 添付物の名称及び部数 | 同上 | |
| | 担当官の印影 | 審査請求人以外の個人情報 | 2 号 |
| 1 6 8 | 通訳人の氏名 | 同上 | 同上 |
| | 通訳人の印影 | 同上 | 同上 |
| 1 6 9 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| | 担当官の氏名 | 同上 | 同上 |
| 1 7 0 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 1 7 1 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 1 7 2 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 1 7 3 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 1 7 4 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 1 7 5 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 1 7 6 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 1 7 7 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 1 7 8 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 1 7 9 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 1 8 0 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 1 8 1 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 1 8 2 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 1 8 3 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 1 8 4 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 1 8 5 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 1 8 6 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |

| | | | |
|-----|------------------|--------------|----|
| 187 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| | 12行目の一部及び13行目の一部 | 適用除外 | |
| 188 | 担当官の印影 | 審査請求人以外の個人情報 | 2号 |
| 189 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 190 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 191 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 192 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| | 9行目の一部及び10行目の一部 | 適用除外 | |
| 193 | 担当官の印影 | 審査請求人以外の個人情報 | 2号 |
| 194 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 195 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 196 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 197 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 198 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 199 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 200 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 201 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| | 担当官の氏名 | 同上 | 同上 |
| | 通訳人の氏名 | 同上 | 同上 |
| | 通訳人の印影 | 同上 | 同上 |
| 202 | 担当官等の印影 | 同上 | 同上 |
| | 担当官の氏名 | 同上 | 同上 |
| | 書面の中央部分 | 適用除外 | |
| | 下部の手書き部分の一部 | 同上 | |
| 203 | 担当官の印影 | 審査請求人以外の個人情報 | 2号 |
| | 担当官の氏名 | 同上 | 同上 |
| | 翻訳者の印影 | 同上 | 同上 |
| | 翻訳者の氏名 | 同上 | 同上 |
| 204 | 担当官等の印影 | 同上 | 同上 |
| | 担当官の氏名 | 同上 | 同上 |
| | 書面の中央部分 | 適用除外 | |

| | | | |
|-----|---------------------|-----------------------|-----------|
| | 下部の手書き部分の一部 | 同上 | |
| 205 | 通訳人の氏名 | 審査請求人以外の個人情報 | 2号 |
| | 通訳人の印影 | 同上 | 同上 |
| 206 | (上) 項番(5)の記載内容部分 | 適用除外 | |
| | (上) 項番(6)の記載内容部分の一部 | 同上 | |
| | (上) 項番(7)の記載内容部分 | 同上 | |
| | (上) 担当官の氏名 | 審査請求人以外の個人情報 | 2号 |
| | (上) 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| | (下) 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 211 | 通訳人の氏名 | 同上 | 同上 |
| | 通訳人の印影 | 同上 | 同上 |
| | 通訳人の署名 | 同上 | 同上 |
| 213 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| | 宛先 | 当局の着眼点等 | 7号柱書き |
| | 項番5の項目名の一部 | 同上 | 同上 |
| | 「前科回答書」欄の発信者 | 同上 | 同上 |
| | 欄外の「注1)」の記載内容部分の一部 | 同上 | 同上 |
| 214 | 「日時」欄の記載内容部分の一部 | 同上 | 同上 |
| | 担当官の氏名 | 審査請求人以外の個人情報 | 2号 |
| | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| | 「受信者」欄の記載内容部分 | 審査請求人以外の個人情報, 当局の着眼点等 | 2号, 7号柱書き |
| | 「件名」欄の記載内容部分の一部 | 適用除外 | |
| | 本文 | 同上 | |
| 215 | 担当官の印影 | 審査請求人以外の個人情報 | 2号 |
| | 担当官の氏名 | 同上 | 同上 |
| | 宛先 | 当局の着眼点等 | 7号柱書き |
| | 当局の電話番号及び内線番号 | 当局の電話番号 | 同上 |

| | | | |
|-------|--------------------------|--------------|----|
| | | 等 | |
| | 「照会事項」欄の5行目及び6行目 | 適用除外 | |
| | 「照会事項」欄の「記」以下の1行目から5行目まで | 同上 | |
| 2 1 6 | 通訳人の氏名 | 審査請求人以外の個人情報 | 2号 |
| | 通訳人の印影 | 同上 | 同上 |
| 2 1 7 | 担当官の氏名 | 同上 | 同上 |
| | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 2 1 8 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 2 1 9 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 2 2 0 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 2 2 1 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 2 2 2 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| | 本文13行目から17行目まで | 適用除外 | |
| 2 2 3 | 担当官の印影 | 審査請求人以外の個人情報 | 2号 |
| 2 2 4 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 2 2 5 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 2 2 6 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 2 2 7 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 2 2 8 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 2 2 9 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 2 3 0 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| | 担当官の氏名 | 同上 | 同上 |
| | 通訳人の氏名 | 同上 | 同上 |
| | 通訳人の印影 | 同上 | 同上 |
| 2 3 1 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| | 表中の1段目から3段目まで | 適用除外 | |
| 2 3 2 | (上) 担当官の氏名 | 審査請求人以外の個人情報 | 2号 |
| | (上) 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| | (下) 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 2 3 5 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |

| | | | |
|-------|---------------------------------------|--------------|-----------|
| | 担当官の氏名 | 同上 | 同上 |
| 2 3 7 | 翻訳者の印影 | 同上 | 同上 |
| | 翻訳者の氏名 | 同上 | 同上 |
| 2 3 8 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| | 「意見」欄の記載内容部分 | 当局職員の意見 | 6号, 7号柱書き |
| | 「付与すべき在留資格(期間)」欄の記載内容部分 | 同上 | 同上 |
| | 「局長」欄の記載内容部分 | 同上 | 同上 |
| | 「次長」欄の記載内容部分 | 同上 | 同上 |
| | 「審査監理官」欄の記載内容部分 | 同上 | 同上 |
| | 「審判部門首席審査官」欄の記載内容部分 | 同上 | 同上 |
| 2 3 9 | 表題の下の括弧内 | 同上 | 同上 |
| | 項番4(1)の項目名の右側部分, 本文1行目から7行目まで及び13行目 | 当局の着眼点等 | 7号柱書き |
| | 項番4(1)の8行目から12行目まで | 適用除外 | |
| 2 4 0 | 項番4(1)の1行目から6行目まで, 8行目から10行目まで及び15行目 | 同上 | |
| | 項番4(1)の7行目, 11行目から14行目まで並びに16行目及び17行目 | 当局の着眼点等 | 7号柱書き |
| | 項番4(4)アの項目名の右側部分及び1行目から5行目まで | 適用除外 | |
| | 項番4(5)アの項目名の右側部分 | 同上 | |
| 2 4 1 | 項番4(7)の本文 | 当局職員の意見 | 6号, 7号柱書き |
| | 項番5の本文 | 同上 | 同上 |
| | 項番6の本文 | 同上 | 同上 |
| 2 4 2 | 担当官の印影 | 審査請求人以外の個人情報 | 2号 |
| | 担当官の氏名 | 同上 | 同上 |

| | | | |
|-------|---------------------------|------------------|---------------|
| 2 4 3 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 2 4 6 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 2 4 7 | 通訳人の氏名 | 同上 | 同上 |
| 2 5 0 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| 2 5 2 | 「書類目録」欄の追送する書類の 名称及び部数 | 適用除外 | |
| 2 5 4 | 通訳人の氏名 | 審査請求人以外 の個人情報 | 2号 |
| 2 5 5 | 担当官の印影 | 同上 | 同上 |
| | 文書番号の右側の手書き部分 | 当局職員の意見 | 6号, 7号柱 書き |

別表2 開示すべき部分

| 頁 | 文書名 | 開示すべき部分 |
|-----|----------|----------------|
| 112 | 受入れ団体概要書 | 「根拠法令」欄の記載内容部分 |
| 同上 | 同上 | 「許可官庁」欄の記載内容部分 |